令和２年４月９日

都民の皆様へ

東京都知事　小池百合子

緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

都内の新型コロナウイルス感染者数は、高水準で推移しており、非常に逼迫した重大局面が続いております。こうした事態を受け、国が東京都を含む７つの都府県を対象として、令和２年４月７日から５月６日までの30日間を期間とする、改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出したところです。

都は、今後、休業を要請する具体的な業態や施設について国と協議の上、緊急事態措置を10日に発表する予定です。

こうした状況の中、保育所や学童クラブ等では、職員の方々が日々子供と向き合い、保育等に当たられていますが、臨時休園などについて、都民の方から心配や不安の声もいただいております。

このため、保育所や学童クラブ等に関する都の考え方をお知らせします。

都は、区市町村に対し、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施することを要請いたします。

また、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者の方には、確実に保育等を提供すること、その際は、感染症防止に万全の対策をとることなども要請いたします。

さらに、経済団体等に対しては、子育て中の従業員の方が、テレワーク等の在宅勤務や休暇の取得ができるようお願いしております。

都民の皆様におかれましても、本要請内容の趣旨をご理解いただき、感染拡大防止に向けご協力をお願い申し上げます。